

# 国立大学法人広島大学における障害を理由とする差別の 解消の推進に関する職員対応要領における留意事項

国立大学法人広島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領第 6 及び第 7 に定める留意事項は、以下のとおりとする。

## 第 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例(第 6 関係)

対応要領第 3 第 1 項及び第 2 項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

(以下、例示)

- 合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。
- 障害があること、情報保障等の合理的配慮の用意ができないことを理由として、以下の取扱いを行うこと。
  - ・ 受験、入学、授業受講、研究指導、診療、入院、調剤等を拒否すること。
  - ・ 実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
  - ・ 式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること。
  - ・ 施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
  - ・ 窓口等での対応を拒否し、又は対応順序を劣後すること。

## 第 2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例(第 7 関係)

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第 3 第 3 項及び第 4 項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

#### (物理的環境への配慮)

(以下、例示)

- 移動に不自由・困難(視覚、下肢等の障害)がある利用者のために、必要に応じて以下のことを行うこと。
  - ・ ドアの開閉や段差昇降の補助を行うこと。
  - ・ 窓口から利用施設までの道案内を行うこと。
  - ・ 利用施設に近い駐車場・駐輪場を確保すること。
  - ・ 施設利用の場所や時間を調整すること。
- 車いす利用者や目が不自由な利用者等に配慮して、必要に応じて、配布資料や使用器具の配置や配布方法を調整すること。
- 座席により参加しやすさが大きく変わる利用者(視覚、聴覚、下肢、病弱、精神、発達等の障害)のために、必要に応じて以下のことを行うこと。
  - ・ 入退室・着席離席しやすい座席、聞き取りやすい座席、感覚過敏の症状が出にくい座席等を確保すること。
  - ・ 介助者や支援者(筆記通訳者等)の座席を確保すること。
  - ・ 休憩スペースを確保すること。
- 障害がある利用者が施設・設備を、他の利用者と同様に利用できるように改善すること。

#### (情報伝達・意思疎通の配慮)

(以下、例示)

- 音声によるコミュニケーションに不自由・困難(視覚、聴覚、精神、発達、記憶、注意力等の障害)がある利用者のために、必要に応じて以下のことを行うこと。
  - ・ 直接的・具体的な表現を使って説明すること。
  - ・ 話し方を調整する、筆談を交える等の伝わりやすさへの配慮を行うこと。
  - ・ 重要事項や手順・指示等を書面(テキストデータ等)で伝達すること。
  - ・ 音声を含む資料(動画、音声ガイド等)の代替テキストを用意すること。
  - ・ 授業・研修や説明会の情報保障として、補聴用マイクを使用すること。
  - ・ 授業・研修や説明会の情報保障として、筆記通訳等の支援を行う又は支援に協力すること。
- 読み書きに困難(視覚、上肢、学習等の障害)がある利用者のために、必要に応じて以下のことを行うこと。
  - ・ 読みやすさ(表現、コントラスト、フォント等)に配慮して資料を作成すること。
  - ・ 読み資料(教材、プレゼン資料、配布資料、パンフレット等)の代替資料(電子データ・点訳・拡大資料等)を提供する又は代替資料作成に協力すること。
  - ・ 板書やプレゼン画面の配布用資料を用意する又は写真撮影を許可すること。

- ・ 代筆(書類記入, メモ等)を行う又は代筆を許可すること。

○情報アクセシビリティの程度により, 参加しやすさが大きく変わる利用者(視覚, 聴覚, 上肢・下肢, 精神, 発達, 記憶, 注意力等の障害)のために, 必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・ 予定・計画や予定変更の可能性等を事前に書面(テキストデータ等)で伝達しておくこと。
- ・ 手続きや作業の手順について, 明確に記した書面(テキストデータ等)を用意すること。
- ・ 授業, 研修, 実習, 説明会等で使用する資料を事前に提供すること。
- ・ 実習, 演習, 実験等の補助者を配置する又は補助者に協力すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

(以下, 例示)

○移動に不自由・困難(視覚, 下肢等の障害)がある利用者のために, 必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・ 車両乗降場所の変更・調整を行うこと。
- ・ 移動時間の変更・調整を行うこと。

○音声によるコミュニケーションに不自由・困難(視覚, 言語, 聴覚, 精神, 発達, 記憶, 注意力等の障害)がある利用者のために, 必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・ 聞き取りが必須となる行程(授業, 審査等)を, 他の方法(代替授業, 代替審査等)で置き換えること。
- ・ ICレコーダー等の録音機器の使用を許可すること。
- ・ グループワークや口頭発表の方法を調整・変更すること。
- ・ 発言方法(筆記での発言への置き換え等)や発言時間を調整すること。

○読み書きに困難(視覚, 上肢, 学習等の障害)がある利用者のために, 必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・ 課題(レポート課題等)の提出期限の調整や代替課題の検討を行うこと。
- ・ 読み書きのためにパソコン・タブレット端末を使用することを許可すること。

○障害のある利用者の参加機会の確保のために, 必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・ 申込・登録手続き(履修登録等)に関する個別対応を行うこと。
- ・ 介助者, 支援者(筆記通訳者等)の施設内(教室, 研修会場等)への立ち入りを許可すること。
- ・ 授業中や研修中に支援機器・自助具(補聴器, 拡大機器, パソコン・タブレット端末, サングラス, イヤーマフ, マスク等)使用を許可すること。
- ・ 授業中や研修中に途中退室することや適宜休憩をとることを許可すること。
- ・ 授業中や研修中の服薬や水分補給を許可すること。
- ・ 欠席時の授業内容, 研修内容の自学自習に対する助言を行うこと。
- ・ 障害特性による制約が少ない授業の抽選を免除すること。
- ・ 本学が実施する学外実習(病床実習, 教育実習等)において, 実習受け入れ機関と協力して, 合理的配慮のための調整を行うこと。

○障害の有無に依らない公平な評価を可能とするために、必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・ 入学試験や定期試験において、障害特性に応じて時間延長，別室受験，支援機器利用，試験問題の拡大・点訳等の特別措置を講ずること。
- ・ 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ，公平性の観点から柔軟な評価方法への変更・調整を講ずること。